# 委員長報告

## [目 次]

#### 常任委員会 .....41 企 画 財 政 総務県民生活 .....43 環境 農 林 福祉保健医療 産業労働企業 .....47 県土都市整備 文 .....50 教 警察危機管理防災 特別委員会 予 算 .....53 .....57 自然再生・循環社会対策 地方創生・行財政改革 .....58 公社事業対策 .....59 少子・高齢福祉社会対策 経済・雇用対策 危機管理·大規模災害対策 人材育成・文化・スポーツ振興 .....62 新型コロナウイルス感染症対策

# 企 画 財 政 委員長報告



#### 副委員長 千 葉 達 也

#### 〈急施議案〉

頁

企画財政委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第60号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「歳入で計上されている分担金、負担金は どのように決められているのか。決定に当たっては 市町村などと協議を行い、理解が得られているの か」との質疑に対し、「分担金は土地改良区などの 団体から、負担金は市町村から徴収するものとして 歳入予算上整理している。今回の分担金の例では、 ほ場整備や農地防災事業があるが、県で条例を定め 分担金を徴収することとされており、その割合は国 のガイドラインに基づいて定めている。また、負担 金の例では、急傾斜地崩壊対策事業があるが、これ は地方財政法において市町村が負担する金額は当該 市町村の意見を聞いた上で、負担率を県議会の議決 を経て定めることとされている。該当市町村でも、 2月若しくは3月議会でその負担する金額を補正予 算で計上していると聞いている」との答弁がありま した。

また、「今回の予算編成により本県に配分されている、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況はどうなっているのか」との質疑に対し、「今回の補正予算について、地方単独分として2.2億円、国の補助事業の補助裏分として4.9億円、合わせて約7.1億円を活用している。令和3年度末の臨時交付金の残高は地方単独分が約200億円になる見込みであるが、令和4年度当初予算で歳入に約157億円を組み入れたので活用可能額は約43億円になる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について

採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



### 副委員長 千

#### 〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案 件は、第81号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議につい て申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金地方単独分について、補正後の残高が2億円に なるが、病床使用率が非常に高く、今後、新たな変 異株の発生の可能性も否定できない。この残高だと 緊急の対応がかなり厳しくなると懸念されるがどう 考えているのか」との質疑に対し、「今後、まん延 防止等重点措置の延長や年度を超えて緊急事態が発 生した場合、財源面で対応が非常に厳しくなる。現 在、国では補正予算第1号で措置した地方創生臨時 交付金のうち全国的に2,000億円を留保しているが、 この留保分の早期交付を本県及び全国知事会で要望 している。仮に、この2,000億円が交付されると、 本県には50億円程度の追加交付が見込まれるので、 この財源を活用していきたい。また、県独自で設け ている新型コロナウイルス感染症対策推進基金の残 高が約40億円、加えて、当初予算で予備費を10億円 計上しているので、これらも活用していきたい」と の答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 細  $\blacksquare$ 則



企画財政委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は議案9件であり ます。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、第23号議案について、「新型コロナウイル ス感染症対応体制及び児童虐待防止体制の強化に対 処するために職員定数を増員するとのことだが、新 型コロナウイルスが収束した際は定数を減らすのか。 また、他の部署では必要とする職員数と定数のかい 離はないのか」との質疑に対し、「収束後の平時の 対応については、関係部局と協議しながら、業務量 の増減に応じた組織体制について検討していく。ま た、定数の配分については、既存定数の枠内でスク ラップ・アンド・ビルドを行い、必要なところには 定数を配分するという形で対応している」との答弁 がありました。

次に、第64号議案について、「財源調整のための 基金について、467億円の取崩しを中止し、新たに 620億円を積み増すとのことだが、財源に余裕があ るということか」との質疑に対し、「法人二税が377 億円、地方譲与税が327億円、地方消費税が116億円 など、県税収入等が見込みを大きく上回った。また、 地方交付税も国の経済対策に伴い増えており、これ らを踏まえて基金の取崩しを中止し、620億円の新 たな積立てを行った。そのため、今年度、基金残高 が一時的に大きく積み上がるが、普通交付税の算定 において、翌年度以降の3年間で、見込みより多く 配分された分の精算が行われる。この精算額が3年 間で556億円と見込んでおり、来年度以降、単年度 で約180億円ずつが普通交付税の算定で減額される ことを加味すると、財源に大幅な余裕ができたわけ ではないと考えている」との答弁がありました。

また、「移住就業支援金等補助事業費について、 本県は転入超過が全国第2位であるが予算額の約半 分が減額補正となっている。移住支援金の交付実績 があった自治体と実績がなかった自治体との差をど う分析しているのか」との質疑に対し、「実績が あった市では、交通の利便性や生活環境の面で、東 京23区在住者の現在の生活と親和性が高く、テレ ワークに適した地域であると認識された結果である と考えている。町村部で実績が出なかった原因とし ては、テレワークを実施できる場所があるという認 識が広まっていないためだと考える。一部の町村で は、国の地方創生テレワーク交付金を活用したコ ワーキングスペースができており、今後も順次完成 していく。県としてもこうした拠点があることをP Rして、その先の移住支援金の支給につなげていき たい」との答弁がありました。

このほか、第22号議案、第24号議案、第44号議案、 第49号議案、第67号議案についても活発な論議がな され、第65号議案、第66号議案については、執行部 からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案9件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって原案のとおり可決すべき ものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 総務県民生活 委員長報告



委員長 横川雅 也

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案12件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第26号議案について、「知事の期末手当を減額する特例を、延長する理由は何か」との質疑に対し、「知事として県民に寄り

添いたいということ、厳しい社会経済情勢であること、行政のトップとして姿勢を示すということで、 昨年の提案理由と変わりはない」との答弁がありま した。

また、第43号議案について、「特殊な技術を要する工事であるが、入札に当たり見積書は何者から徴取したのか。また、応札が1者となった理由をどう考えているか」との質疑に対し、「見積書は当初工事の施工業者を含め4者から徴取している。見積書を提出した企業は、入札に参加する意思があったものと考えているが、配置予定技術者の確保が難しかったなど企業側の事情により応札しなかったと推察する」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第51号議案について、「現行の男女共同参画基本計画の目標の達成度は様々であるが、どのように評価・整理しているのか」との質疑に対し、「目標値の達成状況については、固定的役割分担意識に同感しない人の割合が目標値の60%を初めて超えるなど、意識面では進んできているが、審議会などの委員に占める女性の割合が達成できていないなど、実態面が不十分だと分析しており、目標達成に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

このほか、第25号議案、第27号議案、第29号議案、 第30号議案、第50号議案、第52号議案及び第64号議 案についても活発な論議がなされ、第28号議案及び 第75号議案については、執行部からの詳細な説明を もって了承した次第であります。

その後、討論に入りましたところ、第26号議案に 賛成の立場から、「先日の追加提出議案の知事説明 でも触れられていたとおり、企業収益の回復等によ る税収増により増額の補正予算が計上されるなど、 状況は変化してきている。また、知事等特別職の給 与は、人事委員会勧告を参考に理論的根拠に基づき 行われるべきであり、この考え方に変わりはないが、 本議案を否決した場合には、知事に期末手当を支給 するために、当初予算の修正が必要となり、その影 響が多岐にわたることに鑑み、本条例案に賛成す る」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案12件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和3年度県庁舎再整備検討委員会について」、「令和4年度地方税制改正案の概要について」及び「令和3年度埼玉県競輪事業検討委員会について」、県民生活部から「埼玉県人権施策推進指針の策定について」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定について」並びに「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 環境農林 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

#### 〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第60号議案のうち農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた論議について申 し上げます。

まず、「ほ場整備事業は、対象地区に選定されるまで順番待ちが発生していると聞いているが、今回、この3地区を選定した理由は何か」との質疑に対し、「今回選定した地区は、国の補正予算の対象である。農業競争力強化農地整備事業で実施する3地区である。令和4年度の実施予定地区は11地区あり、国の補正予算の対象ではない農地耕作条件改善事業等で実施する地区については、実質順番待ちの状態であるが、令和4年度当初予算案で対応していく」との答弁がありました。

次に、「治山事業について、2地区を選定した理由は何か。また、これらの地域は、もともと土砂災害警戒区域などの危険区域に指定されていたのか」との質疑に対し、「今回の国の補正予算では、『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』

に位置付けられている箇所が対象となっている。そのうち、山地災害危険地区のAランクに指定されており、前工事が完成していて、途切れなく工事を進捗できる2か所を選定した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。





環境農林委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第54号議案について、「埼玉県環境基本計画で、新規にプラスチック資源の循環的利用の推進に取り組むとのことだが、その主な指標を、プラスチック資源の再生利用率ではなく一般廃棄物の再生利用率としたのはなぜか」との質疑に対し、「プラスチックごみについては、市町村により回収方法が異なることに加え、スーパーマーケット等でも回収していることから、総量の把握が難しい。また、プラスチック生産量を基に算出した全国の廃プラスチック量から本県分を割り出すことも困難であるため、プラスチックごみを含めた一般廃棄物の再生利用率を指標とした」との答弁がありました。

また、第64号議案について、「『ふるさとの川再生 戦略推進費』の減額補正について、過去5年間、合 併処理浄化槽の転換推進における当初予算額と実績 額にかい離が見られる。補助申請が見込みを下回っ たとのことだが、補助金の周知について、実効性を 高めていく取組が必要ではないか」との質疑に対し、 「合併処理浄化槽の転換補助の執行率は数年前より下がっている状況である。今年度は、保守点検業者等の協力を得ながら精緻に設置状況を把握し、浄化槽台帳の整備を進めている。来年度からは、台帳をもとに個別の訪問や効果的な文書の送付などを行い、補助金について更に周知していく」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第64号議案について、 「『特定家畜伝染病防疫体制強化事業』に係る増額 補正について、令和3年12月に発生した高病原性鳥 インフルエンザで被害が出た農家の損失を補てんす るとのことだが、対象となった農家の損失額を全て 賄えるのか。また、被害の都度補正を組むのではな く、いつ被害が出るか分からないので、当初予算で 多めに積算してはどうか」との質疑に対し、「12月 に発生した高病原性鳥インフルエンザに伴う移動制 限と搬出制限による農家の損失については、今後、 国と協議を行い、補てん対象について精査していく が、対象となった損失については全て補てんできる と考えている。また、家畜伝染病は、発生場所や制 限の期間で被害の規模が変わり、発生が収束しない と損失額を算定できないため、その都度補正で対応 していく」との答弁がありました。

このほか、第31号議案についても活発な議論がなされ、第45号議案、第46号議案及び第71号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案6件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

なお、このほか、当面する行政課題として、環境部から「第3次埼玉県広域緑地計画の策定について」並びに「第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第3次埼玉県二種特定鳥獣管理計画について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 福祉保健医療 委員長報告



副委員長 渡 辺 大

#### 〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、福祉部関係では、第60号議案について、「介護基盤緊急整備等特別対策事業費で高齢者施設等の非常用自家発電設備を整備するとのことであるが、対象が478施設あるのに対し、整備件数が5件と少ない。どのように募集し、選定したのか」との質疑に対し、「事業については、県のホームページに掲載したほか、対象施設にはFAXで周知し、希望のあった施設を選定した。この事業は国からの交付金を原資としているが、国からの通知が昨年12月下旬にあり、回答期限が翌月上旬と短かったため、施設の対応が整わず、件数が少なかったと思われる。事業は来年度以降も実施されるので、今後も整備を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第62号議案について、「保険給付費等交付金を増額補正することで、今後、被保険者にどのような影響があるのか」との質疑に対し、「今回の増額補正により、直ちに保険税を追加徴収することはないが、令和5年度から3年間で、最大121億円を基金に復元することになる。そのため、市町村によっては、保険税を引き上げて対応することもある。その場合、被保険者に影響があると考えている」との答弁がありました。

このほか、第61号議案については、執行部からの 詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案3件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



### 委員長 岡 田 静 佳

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第55号議案について、「不妊治療助成における妊娠率はどうなっているか。また、その結果をどのように評価しているか」との質疑に対し、「令和2年度は、5,679件の不妊治療助成があり、妊娠率は42.8%となっている。妊娠率は35歳未満は高いが、それを超えると下がる状況となっているため、県では、若い方への周知を行っている。なお、近年、助成金の初回申請に35歳未満の方が増えていることから、妊娠率は上昇傾向にある」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第56号議案について、「地域保健医療計画に新型コロナウイルス感染症対策の項目が新設され体制整備がなされた。その一方、今後も新たな変異株が出てくる。4回目以降のワクチン接種はどうなるのか」との質疑に対し、「県の専門家会議でもいろいろな意見をいただいている。新型コロナウイルスを収束させる鍵は、ワクチンであるとの話であった。日本のワクチン接種は全人口の7割を超えているが、時間とともに効果が下がり、集団免疫とはならず感染拡大の状況となっている。そのため、現在3回目のワクチン接種を進めているものの、再び感染が拡大する状況になることもあり得る。したがって、4回目のワクチン接種も考えられるが、現在、国では何も決まっていない状況である。県では今後、国が4回目の接種方針を決めた場

合には、確実かつ迅速に対応できるように準備を進めたいと考えている」との答弁がありました。

このほか、第32号議案ないし第35号議案及び第64 号議案についても活発な論議がなされ、第36号議案、 第69号議案及び第70号議案については、執行部から の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました知事提出議案10件について採決いたしま したところ、いずれも総員をもって、原案のとおり 可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第2号議案「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後 質疑を行いました。

その中で、「この条例により、本人の意思を無視して強引に引き出す『引き出し屋』と呼ばれる悪質業者を排除することができるのか」との質疑に対し、「この条例で悪質な業者を直接規制することはできないが、ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者の意思を尊重して行わなければならないと基本理念に規定されている。支援に当たっては、この理念に基づき活動する民間団体等と県、市町村が連携して、身近な場所に相談しやすい環境を整えるとともに、積極的にひきこもり支援に取り組む民間団体等を支援し周知することで、家族の孤立を防ぎ悪質業者が存在する余地をなくす条例案となっている」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、本議案に賛成の立場から、「条例の施行に当たっては、県と市町村が体制を構築し、公布の日から実効性を伴わせるために、十分な調整が図られることを要望する。ひきこもり状態にある方が少しでも早く、より安心して支援が受けられることを願い本条例に賛成する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第2号議案に ついて採決いたしましたところ、総員をもって、原 案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画の策定について」、「埼玉県依存症対策推進計画の策定について」及び「埼玉県コバトン健康マイレージ事業の効果検証について」の報告があり種々

活発な論議がなされましたことを申し添えまして、 本委員会の報告を終わります。

# 産業労働企業 委員長報告



副委員長 松 井 弘

#### 〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第60号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「新型コロナウイルス感染拡大の影響などで離職した求職者を対象に、正社員への就労を支援するとのことだが、対象者を30代、40代としたのはなぜか。幅広い年代を対象とすることは考えなかったのか。また、募集人数を300人とした根拠は何か」との質疑に対し、「国の労働力調査によると、令和3年における35歳から44歳の中堅層の長期失業者の状況は、非常に深刻である。他の年代は、例えば、20代は、採用したい企業が多く、50代は、これまでの経験や技術を活用して就職することができる。このため、30代、40代を優先して支援することとした。また、募集人数については、過去の類似事業の参加者数の実績を基に設定した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 副委員長 松 井 弘



#### 〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第81号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今年1月からワクチン・検査パッケージ制度が導入されたが、新型コロナウイルスへの感染抑止効果や制度を導入していない都道府県との比較について、分析がなされているのか。県の責任として、エビデンスを蓄積し、しっかりと検証していく必要があると考えるが、どうか」との質疑に対し、「当該分析については、様々な要因が絡み合うなど、非常に難しい。一方で、国において今回のワクチン・検査パッケージの見直しについて、議論が始まっている。国の議論や技術実証のアンケート結果等も見定めながら、県としてできることを検討していきたい」との答弁がありました。

また、「飲食店に対する時短要請は、始めた初期と感染拡大が進んだ現在とは状況が大きく異なり、飲食店由来の感染が非常に減ってきている中、飲食店への規制を続ける事は効果が薄いのではないか。そうした中でも新たな制度を導入し飲食店対策を続けるのであれば、対策の意義をしっかり理解し、認識していただくために、対策の周知を徹底すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「飲食店の時短要請などの対策については、これまでの施策においてもワクチン・検査パッケージの導入についてもホームページをはじめ、ツイッターやLINE等を活用し、時期をずらしながら、複数回にわたり周知を行ってきた。また、来店者に対しても、制度を理解していただくためのチラシを店頭に貼るなどして

対応してきた。しかしながら、周知が十分でないという声もいまだにいただいているので、今回のまん延防止等重点措置期間の延長を機に、改めて周知を徹底していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



#### 委員長 永瀬秀 樹

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第64号議案について、「観光応援キャンペーンの拡大による観光関連事業者への支援について、コロナ禍で人の動きが見通せない状況の中、増額補正をする必要があるのか」との質疑に対し、「この事業は、国の方針に基づき、ゴールデンウィーク以降に、観光客に対する割引とクーポン券の配布対象を全国からの旅行者に広げていくものである。確実に事業を開始していくため、早めに準備に入りたいと考えている」との答弁がありました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策協力金事業費について、減額補正が約78億円と全事業の中で最も大きいのはなぜか。また、協力金を必要としている事業者に、しっかりと行き渡っているのか」との質疑に対し、「協力金のうち外出自粛等関連事業者協力支援金については、国の月次支援金の上乗せ支援であり、月次支援金の申請自体が少なくなっているため同支援金も申請が減少した。また、酒類販売事業者等協力支援金については、飲食店との取引

がないなど、事業者によっては、支援金の要件を満たさなかったことが減額の理由である。全ての酒類販売事業者等に事業内容を周知しているので、支援金を希望する事業者には申請をいただいていると考えている」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第78号議案について、「産業団地の整備は、事業期間の延長が多く、今回も3地区の産業団地において、事業期間を延長している。今後、どのような対策を講じていくのか」との質疑に対し、「事業期間の延長の主な理由は、用地交渉の長期化である。今後、新たに事業化する地区については、事業化後の用地交渉が円滑に進むよう、原則として事業化前に地権者全員から合意書を取得し、事業期間の延長がないよう努めたい」との答弁がありました。

このほか、第37号議案、第38号議案、第57号議案 ないし第59号議案及び第77号議案についても、活発 な論議がなされ、第76号議案については、執行部か らの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案9件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から 「第3期埼玉県観光づくり基本計画の策定につい て」、企業局から「第5次企業局経営5か年計画の 策定について」の報告があり、種々活発な論議がな されましたことを申し添えまして、本委員会の報告 を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告



副委員長萩原一寿

#### 〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第63号議案について、 「県内で急傾斜地崩壊対策事業の対象は何箇所ある のか。また、今回、負担金の対象とした箇所はどの ような理由で選定したのか」との質疑に対し、「県 内には、土砂災害のおそれがある箇所が5,225か所 ある。このうち、国の交付金の採択基準である、勾 配30度以上、高さ10メートル以上で、かつ公共施設 若しくは人家が10軒以上の保全対象がある急傾斜地 は約600か所ある。今回は、対象として、令和元年 東日本台風での被災箇所や埼玉県砂防関係施設整備 計画を策定した令和3年3月より前から整備の準備 をしていた箇所を選定した」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第60号議案について、 「社会資本整備総合交付金を申請するに当たり、ど のような解決すべき課題や整備目標を考えているの か。また、成果はどのような指標で測り、現時点で どの程度達成しているのか」との質疑に対し、「県 営公園は、開設後30年以上経過した都市公園が多く、 老朽化により、安全安心な利用が困難な公園が増え ている。このため、公園施設長寿命化計画に基づき、 更新や改修を計画的に行い、安全安心な都市公園環 境の形成を図ることを目標としている。また、成果 指標としては、公園施設長寿命化計画に基づき更新 や改修を行った県営公園施設割合を設定しており、 現時点で50%を達成している」との答弁がありまし た。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案2件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 木 下 博

県土都市整備委員会における審査経過の概要につ いて、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であ ります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第72号議案について、 「用地事業特別会計は約8億円の減額補正となって おり、当初予算に対して減額割合が大きいが、理由 はどのようなものか。また、今年度の減額補正は例 年に比べて大きな割合なのか」との質疑に対し、 「この予算は、予算編成時に具体的な事業の箇所付 けがされたものではなく、地権者からの急な買収希 望があった場合など、時機を逃さず機動的に買収す るといった、予備的な対応を目的とした予算であり、 今年度はその執行がなかった。また、年度によって 執行額に違いがあり、昨年度は3億円ほどの用地補 償契約があったが、今年度や令和元年度は契約がな かった。そのため、減額補正の割合にも違いがあ る」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第64号議案について、 「石綿の有無が不明な県所管の68棟の建物に対し、 県はどのような対応をしているのか。また、コロナ 禍で訪問が難しい中、郵送による連絡での対応は 行っているのか」との質疑に対し、「未報告の建物 所有者に対しては、毎年、県建築安全センターの職 員が訪問による働き掛けを行っている。コロナ禍の 中、訪問が難しく郵送での対応も行っているが、理 解を得るのが難しい案件であるため、直接訪問して 理解を得ていきたい。石綿の危険性などを所有者に よく知って対応してもらうことが重要であると考え ているため、今後も粘り強く対応していく」との答 弁がありました。

次に、下水道局関係では、第79号議案について、 「減額補正の理由はどのようなものか。また、今後 も減額補正が続くのであれば、過去の執行状況を踏 まえて当初予算の編成をした方が現実と合ってくる のではないか」との質疑に対し、「減額補正の理由 は、国庫補助金の当初内示額が当初予算の見込額に 対し、事業費ベースで約59億円少なかったためであ る。しかしながら、事業の実施に当たっては、優先 度の高い事業から発注をするなど工夫を施している

ため、減額補正による影響はない。また、当初予算 については、過去の状況を踏まえて、高い精度で編 成できるよう努力していく」との答弁がありました。

このほか、第39号議案、第47号議案、第48号議案 及び第73号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案7件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「第2次埼玉県自転車活用推進計画(素案)について」並びに「第2次埼玉県無電柱化推進計画(素案)について」、都市整備部から「大宮スーパー・ボールパーク構想の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文 教 委員<del>長</del>報告



副委員長 山 口 京 子

#### 〈急施議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御 報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第60号議案のうち教育局関係の議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「県立学校大規模改修費及び県立学校体育館整備費について、対象となる学校はどこか、どのような基準で対象を選定しているのか。また、どのような改修を行うのか」との質疑に対し、「県立学校大規模改修費では、大宮ろう学園寄宿舎の老朽改修工事、和光南特別支援学校など6校の空調の改修工事を行い、県立学校体育館整備費では、東松山特別支援学校の体育館の老朽改修工事を行う。寄宿舎及び体育館の老朽改修工事は建築後あるいは直近の

改修から30年を経過したもののうち、特に老朽化が進んでいる2校を選定している。空調の改修は法定の耐用年数である15年を超えるものを6校選定した。また、工事の内容は老朽化した寄宿舎の屋上防水をはじめ、外壁や設備等の改修である」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大が始まってから3年が経過しようとしている。マスクや消毒液などの保健衛生用品は、かなり在庫があると思うが、予算額は適当なのか。また、ウイルス除去のための空気清浄機などの高額な保健衛生用品も予算に含まれているのか」との質疑に対し、「学校からはまだ足りない保健衛生用品があると聞いている。執行に当たっては各学校から希望を聴取し、補助対象として適切かどうかを精査して、無駄のないように執行していく。また、換気のためのCO2モニター、水道蛇口の自動水洗化やレバーハンドル化、サーモマネージャーのような比較的高額の保健衛生用品も対象として想定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。





文教委員会における審査経過の概要について、御 報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第40号議案について、「情報通信技術を活用した学校教育の推進のために定数の増員を図るが、 どのような業務に対応するのか」との質疑に対し、 「県立学校では教員が行う様々な事務を処理するた めのネットワークが整備されている。日常的な教育活動にも生徒や教職員が利用するという状況になっているため、令和6年度に予定しているネットワーク再構築に向けて増員し、セキュリティ面の強化を検討する」との答弁がありました。

次に、第74号議案について、「奨学金の事務手数料は金利が基礎になっているが、金利を下げる交渉は行うのか。また、利用しやすい制度にするため、今後どのようにしていくのか」との質疑に対し、「貸付け条件は、毎年度銀行と市中金利の状況などを踏まえ協議している。また、申込みは、銀行の窓口に行く必要があり、郵送やインターネットによる手続の簡素化、利便性の向上などに検討の余地がある。引き続き金融機関と連携して、使いやすい奨学金にしていく」との答弁がありました。

このほか、第41号議案及び第64号議案についても 活発な論議がなされました

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案4件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、令和3年12月定例会の本委員会における要求に基づき、「不登校児童生徒への支援の充実について」の報告がありました。

その中で、「不登校児童生徒の増加について、ど のように受け止めているのか。また、不登校の対応 には、未然の防止も重要であるが、どのような取組 が必要であると考えているのか」との質問に対し、 「国の調査では、『無気力』『不安』という要因が最 も多い。令和2年度の調査結果からは、コロナ禍に おける生活環境の変化で、生活リズムが乱れやすい 状況や交友関係を築きにくいことなども、増加要因 として指摘されている。引き続き要因を分析して、 的確な支援につなげていく必要があると受け止めて いる。また、不登校の未然防止のためには、日々の 学校生活の中で『分かる』『できる』喜びを味わっ てもらうため、授業改善を行ったり、お互いの良さ を生かす活動やお互いの意見を尊重しながら活動す ることが必要だと考えている。さらに、小中高の各 校種に共通する生徒指導上の課題については、校種 を交えた研修を実施するなど、教員の指導力、組織

的対応力の向上なども重要と考えている。こうした 学校づくりに努めて、不登校の児童生徒を生まない 学校づくりを進めていく」との答弁がありました。

また、「本県の公教育の役割をどのように考えているか」との質問に対し、「様々な課題や悩みがありながら、毎日一所懸命に頑張っている全ての子供たちに目配りをして、子供たち一人一人に寄り添いながら、きめ細かく丁寧に支援していくことが、公教育の大きな役割だと認識している。『誰一人取り残さない』という視点を大事にしながら、子供たち一人一人に適切な支援を行い、特色ある学校づくりを推進して、県民の期待に応えられるよう埼玉教育の推進に努めていく」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「令和3年12月定例 会の中高一貫教育の検証報告では、中高一貫教育校 の存在意義があることが確認できた。また、今回の 不登校児童生徒に対する支援の報告では、支援の充 実に向け、県として研究・検討を進め、市町村によ る取組を支援する。また、『不登校特例校』につい ても、市町村での設置を支援していくことに加え、 県立での設置も検討していくことが確認できた。公 教育の充実を図るため、平成14年6月定例会の本委 員会で決定した県立中学校設置に係る附帯決議を見 直し、新たな学校設置も含めた中高一貫教育の更な る充実を図る必要がある」旨の発言があり、各委員 から意見を求めたところ、反対の立場からの意見が あったため、採決いたしましたところ、多数をもっ て新たな中高一貫校の設置検討を行うことを本委員 会の取扱いとすることに決した次第であります。

次に、本県議会は、課題や悩みを抱える児童生徒に対する公教育を充実させるため、県において、不登校特例校の設置、スクールカウンセラーや相談員の増員を含めた不登校児童生徒に対する支援の充実を図ること、制服の選択制を拡大するなど性の多様性を尊重した教育の充実を図ることの措置を講ずるよう強く求める「課題や悩みを抱える児童生徒に対する公教育の充実を求める決議」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

次に、所管事務調査として、「近現代史の学習についての補助資料について」質問が行われました。

その中で、「補助資料として作成したリーフレットは、今後どのように活用し、改善していくのか」との質問に対し、「リーフレットは、国の見解を正しく理解させるために作成したものである。教科書が修正された後も地歴・公民科の授業で活用を促していくとともに、生徒が適切に理解できるよう見直しも進めていく」との答弁がありました。

また、「リーフレットは、生徒に配布しただけでなく、しっかりと教員が生徒に説明したことまで確認できたのか」との質問に対し、「各学校に調査を行ったところ、多くの学校で、教科書等の該当する項目の中で、リーフレットを活用しながら説明している」との答弁がありました。

なお、このほか、当面する行政課題として、「埼 玉県特別支援教育推進計画(案)について」の報告 があり、種々活発な論議がなされましたことを申し 添えまして、本委員会の報告を終わります。

# 警察危機管理防災 委員長報告

委員長 内 沼 博 史



#### 〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第60号議案のうち警察本部関係及び危機管理防災部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、「今回の補正予算では、第5期埼玉県通学路整備計画で整備が必要な882か所のうち整備が未着手の617か所を選定しているが、どのような考え方によるものか。また、残りの125か所についても、早急に対応すべきと考える。今後どのように整備していくのか」との質疑に対し、「本整備計画に基づく安全対策は今年度の点検結果

において対策を講じる必要があると認められた通学路に行うものであり、令和8年度までに対策を完了する予定である。今回の補正予算の対象については、地元住民や道路管理者等と新たな調整の必要がなく、早期に実施可能で、緊急性が高い箇所を中心に選定した。また、残りの125か所については、歩行者用灯器増灯の34か所を令和4年度当初予算で計上している。その他の91か所については、地元住民の合意形成や道路管理者等と連携が必要な箇所であり、早期に整備ができるよう努めていく」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、「国の消防庁被害情報収集・共有システムに本県システムを接続することで、本県が得られるメリットはどのようなものか」との質疑に対し、「現在、大規模な災害では、国は被害情報を都道府県からメールやファックスで収集している。本システムを活用することで、国は集計や整理が効率化でき、国から被災地への支援の迅速化、適切化にもつながる。県の事務も、これまで市町村の情報を県のシステムから取り出した上で整理、集計して国へメール送信しているため省力化が図られる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



#### 副委員長 権 守 幸 男

#### 〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第81号議案のうち危機管理防災部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議につい

て申し上げます。

まず、「これまでに県の指導に従わず過料の手続を行った店舗はあるのか」との質疑に対し、「昨年4月からのまん延防止等重点措置期間では、合計10店舗について過料事件通知を行い、全件について裁判所で過料の決定が行われた。また、昨年8月からの緊急事態措置期間では、6店舗について過料事件通知を行ったが、裁判所での決定が出ていないため、最終的な結果が出そろい次第、件数を公表していきたい」との答弁がありました。

また、「過料の決定を受けた店舗では、その後、 適正な営業が行われているのか」との質疑に対し、 「過料の決定を受けた後、現在のまん延防止等重点 措置が始まり、適正な営業となるよう協力をいただいている店舗もあるが、中には、協力いただけず、 再度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行っている店舗もある」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



#### 委員長 内 沼 博 史

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、警察本部関係では第80号議案について、「改正道路交通法の施行に伴い、一定の違反歴のある75歳以上の者に対する運転技能検査が追加される。本検査の手続等のために運転免許センターへ行く回数が増えるなど、高齢者に対して過度な負担となる

ことはないか」との質疑に対し、「運転技能検査の 受検者は、運転技能検査のほか認知機能検査と高齢 者講習を受けることとされている。運転技能検査を 受検する方は、高齢者講習も受講することになるが、 高齢者講習で課される実車指導の1時間が免除とな るため、多くの方は、新たな負担が発生することは ない」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第53号議案につ いて「埼玉県地域強靱化計画はどのようなタイミン グで見直しを行っていくのか。また、本計画案では、 想定する大規模自然災害として、地震、洪水、竜巻 及び大雪の4種類を挙げているが、富士山などの火 山噴火による被害も大きいことが予想されるため、 噴火についても計画に含めるべきと考えるがどう か」との質疑に対し、「埼玉県5か年計画や国土強 靱化基本計画の変更のタイミングで整合性を確認す るとともに、社会情勢の変化や自然災害なども踏ま え、必要に応じて見直しを実施していく。また、本 計画案では四つの自然災害を基本としているが、火 山による降灰対策も重要である。火山噴火への対応 については、地域防災計画で火山について1章を設 け、対策を講じているところではあるが、あらかじ めの対策も大事なことであるため、今後の見直しの タイミングで検討していきたい」との答弁がありま した。

このほか、第42号議案、第64号議案及び第66号議 案については、執行部からの詳細な説明をもって了 承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案5件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

以上を持ちまして、本委員会の報告を終わります。

# 予 算 特別委員長報告



委員長 本 木 茂

予算特別委員会における審査経過の概要について、

御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月9日から15日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上 げます。

まず、「財源調整のための基金の残高については、 これまで、議会側との間で700億円程度が、復元す べき数値目標であるとの議論がなされてきた。現状 においても、この水準に回復させるという考え方に 変わりはないか」との質疑に対し、「ここ数年の基 金の取崩しは、およそ500億円前後で推移している。 今回、730億円を取り崩している。これは令和3年 度の税収が好調であったため、地方交付税をもらい 過ぎている状況であり、制度上、令和4年度からの 3年間で精算しなければならない。この精算に単年 度で185億円程度必要であり、この精算額を差し引 くと500億円程度の取崩しとなる。今後は、財政に 余裕を持たせるために、これまで数値目標としてき た700億円ではなく、ここ数年取り崩してきた500億 円の2年分となる1,000億円を確保したいと考えて いる」との答弁がありました。

次に、「埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村への事業化検討補助及び事業推進補助について、前年度の普通交付税不交付団体と交付団体で補助率が異なっている。まちづくりの推進に係る助成において、普通交付税の交付状況で差を付けるべきではないと考えるがどうか」との質疑に対し、「まちづくりには多額の費用を要するため、特に財政力の低い市町村には負担が大きい。そのため、限りある財源の中で、より多くの市町村に当該補助制度を活用していただけるよう、財政力の低い団体に対し、手厚い支援となるよう制度設計を行った」との答弁がありました。

次に「多子世帯応援クーポン事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少する多子世帯のために、その補填や貯金に使えるよう、現金給付が有効であると考える。また、現金給付とすることで、利用者の利便性が向上するとともに、給付に要する事務費の削減にもつながり、削減分を給付額に上乗せすることができるのではないか」との

質疑に対し、「多子世帯応援クーポン事業の目的として、経済的支援のほかに子育てサービス業界の育成や県全体で多子世帯を応援していることを示す意味合いも持っている。現金給付とした場合は、貯金や子育て以外の使用も考えられることから、子育て支援のために使用できるクーポンでの給付が最善だと考えている。また、経済的支援については、国に対して実態を示し、児童手当や児童扶養手当制度について議論していきたい」との答弁がありました。

次に、「保育士の確保と定着について、国の処遇 改善事業が実施されることになったがこの事業では 近隣都県との賃金格差は解消されない。東京都や千 葉県のように、保育士の給与水準改善のため、県単 独の処遇改善を行うことを検討したのか」との質疑 に対し、「県単独の処遇改善の要望があることは承 知している。近隣都県との賃金格差が統計上にも表 れていることから解決しなければならない課題だと 認識している。本質的な問題は、国の定める公定価 格が非常に不合理であることであり、その解決を国 へ要望していきたい」との答弁がありました。

次に、「BCPの策定支援について、新型コロナ ウイルス感染症の拡大時や、自然災害により従業員 が出勤できない場合、サプライチェーンが機能しな くなる場合など様々な場面でBCPが必要となるが、 どのような効果を狙っているのか。また、県内企業 のBCP策定率は、全国水準よりも低いが、今後、 どのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、 「策定支援に当たっては、まず、損害保険会社と連 携してセミナーを開催し、経営者にBCPの重要性 を認識していただく。また、スキル不足等の要因で、 BCPの策定に至っていない事業者に対しては、経 済産業省が認定する簡易なBCPである、事業継続 力強化計画の策定を専門家の派遣により支援してい く。あわせて、企業単独では対応できないリスクに 対して複数の事業者が連携して対応する、連携事業 継続力強化計画の策定も支援していく。策定率の向 上については、全ての企業にBCPを備えていただ きたいと考えており、着実に策定が進むよう、啓発 や策定支援に取り組んでいきたい」との答弁があり ました。

次に、「埼玉県コバトン健康マイレージについて、 アクティブ率が42.7%と登録者の半数以上が利用し ていないにもかかわらず、40万人の登録目標に近づ いているというのは疑問である。効果検証をする際 は、参加者数ではなく、アクティブ率を基に算出し たランニングコストを用いるべきではないか。また、 利用実態の把握に努め、効果検証は第三者に委ねる べきと考えるがどうか」との質疑に対し、「参加者 一人当たりのランニングコストの算出に当たっては、 『当該年度における運用費を参加者数で割ったも の』と定義し、他の自治体の同様の取組と比較検証 できるようにしている。アクティブ率を基にしたラ ンニングコストの算出については、他の自治体との 比較検証が可能であれば、より有効であると捉えて いる。また、利用の実態は、現在のシステムでは把 握できないため、今後、事業の検証を行い、見直し を図っていく中で実態把握の方法を検討していきた い。効果については、来年度、外部の有識者等によ る事業の在り方検討会議を設置し、検証していく」 との答弁がありました。

次に、「発災初期の情報収集力強化のため、県の情報収集共有システムである災害オペレーション支援システムと国の基盤的防災情報流通ネットワークいわゆるSIP4Dを接続するとのことだが、国だけでなく、県民生活に直結するライフライン事業者からも情報収集ができるようにしておくことが重要ではないか」との質疑に対し、「内閣府等が示しているSIP4Dのコンセプトによると、公的な情報に加え、将来的には電気通信等の民間事業者の防災情報も共有されるとのことである。官民の情報を災害対策に有効に活用していくため、国等の動きを捉えながら、本県システムでの情報共有方法を検討していく」との答弁がありました。

このほか、駅ホームの転落防止対策、税収確保対策、スポーツ活動の推進、森林の循環利用促進、児童虐待防止対策、産業団地の整備、がん対策の推進、通学路の緊急対策、県営公園の魅力アップ、学校における働き方改革、高齢者講習施設庁舎の建設などについて質疑がありました。

次に、総括質疑を3月17日に行い、更に慎重な審 査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「証紙の廃止については、部局別質疑にお

いて、全手数料収入に占める証紙の収納割合が9割 近くを占めているが、県民の利便性の向上、非対面 の促進など、キャッシュレス決済のメリットを実現 することが、県民サービスの向上につながると考え ているとの答弁があった。令和4年度予算では、電 子申請届出サービスでクレジットカード支払いがで きるようにシステム改修経費を計上している。現在、 DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進 している中で、決済の選択肢を整えながら、一斉に 証紙を廃止することは考えられないのか」との質疑 に対し、「民間でのキャッシュレス決済の普及、非 対面取引の要請など、証紙の制度を根本的に見直し、 時代に合った形に改める時期を迎えている。県のD Xビジョンロードマップでは、キャッシュレス化の 本格運用時期を令和5年度中としており、同時期に 証紙の廃止を目指したいと考えている。現在、庁内 検討会議を立ち上げて、証紙の廃止に伴う収納方法 の在り方や課題解決に向けた検討を行っているとこ ろであり、証紙制度の見直しについては、スピード 感を持って取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修に 当たっては、ウィズコロナ、アフターコロナを想定 し、専門家の知見も取り入れて、接触感染や飛沫感 染等の徹底した対策が図られるよう見直しが必要と 考えるがどうか。また、本県の文化芸術の発信の要 である彩の国さいたま芸術劇場は、今後、収益を上 げていくために、民間の劇場とも競っていかなけれ ばならない。デジタルインフラの整備された、日本 一安心・安全な劇場を目指して来場者を増やすこと が、赤字体質の解消につながると思うがどうか」と の質疑に対し、「大規模改修工事については、令和 2年度に、新型コロナウイルスの感染症対策を踏ま えて基本設計と実施設計を行っている。具体的には、 手すり等は抗菌仕様とし、出入口の一部は自動ドア とするなど接触感染を減少させる仕様となっており、 ホール内は、換気機能の強化が図られる空調システ ムに更新する。また、文化芸術の価値については、 来場者の安心・安全を第一に考えた劇場にすること で、付加価値を付けることができると考えている。 改修後は、近藤良平新芸術監督の下、芸術性の高い 舞台作品を快適なホールで鑑賞できる機会を提供す るなど、多くの方に訪れていただき、公演を鑑賞し

ていただくことが、収益の向上につながるものと考えている」との答弁がありました。

次に、「観光振興関連予算については、部局別質 疑の中で、都道府県と政令指定都市の67自治体に おける2021年度観光振興関連当初予算額ランキング において、本県の予算額は3億3,000万円と67自治 体中63位であるとのデータを示したところ、県民生 活部の魅力発信事業にあたる予算を観光予算にカウ ントしている県もあるかと思う。補正予算で計上し た繰越額約78億円も、事実上、観光事業者への支援 であるとの答弁があった。この約78億円については、 本県の観光を更にブラッシュアップしていくための 予算ではなく、ほとんどがコロナ禍における事業者 支援の予算であった。本県にとって観光は、どのよ うなものであると考えているのか」との質疑に対し、 「本県を訪れる観光客は日帰りが中心であり、飲食、 物産販売、宿泊、交通など、すそ野が広いのが本県 の観光事業の特徴である。北海道や京都府などのよ うに、観光産業への依存度が高くはないものの、観 光は国内外から人を呼び込み、地域ににぎわいや消 費を生み出す、経済を活性化させる重要な産業の一 つと捉えている。本県には、自然や歴史、文化など 伝統的な観光にとどまらず、グルメやアニメなど、 多彩な魅力がある。また、首都圏の4,000万人を超 える人口と交通アクセスに恵まれていることも強み である。こうした魅力や強みを生かしながら、にぎ わいや経済の活性化、県民の満足度につなげていき たい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、医師確保対策の 推進、中小企業への支援、看護職員確保対策、新型 コロナウイルス感染症対策、認知症施策の推進、L GBTQへの支援、ウクライナからの避難民への支 援などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月22日に行いました。討論では、第1号議案に賛成の立場から、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や様々な分野におけるデジタル化の推進のための予算が重点的に計上されていることから賛成する」。また、「児童相談所、一時保護所の整備、医療的ケア児への支援などは、誰一人取り残さないために取り組んできた知事の姿勢にふさわしく、県民に寄り添った県政を更に進める観点から賛成する」との討論がありました。その

ほか、第19号議案及び第21号議案についても賛成の 立場から討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案21件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。「『第1号議案令和4年度埼玉県一般会計予算』については、新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中、未だ経済への影響は顕在化しており、財政運営には大きな懸念がある。こうした状況の中、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた事業により社会経済活動との両立、新たな日常の創出が不可欠となるが、費用対効果に懸念を抱かざるを得ない事業が散見された。ついては、事業の必要性や執行方法について十分検討し、適切な対応を求めるものである。

第一に、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症が発生してから2年が経過したが収束の気配は感じられない。これまでの感染症対策を精緻に検証し、知見やエビデンスに基づき感染症対策を進めること。

第二に、県証紙制度については、DXの推進を加速化する流れの中で制度を根本的に見直し、時代に合った形に改める時期に来ている。県民の利便性を図るため現状から改善策を積み上げるのでなく、バックキャスティングの発想で県証紙制度の廃止を確実に進めること。

第三に、幼稚園教諭の処遇改善については、令和 4年10月分以降も教育支援体制整備事業費交付金 の負担割合を維持することを国に強く要望するとと もに、県においては、県の負担割合を増やし、私立 幼稚園の負担割合が変わらないよう措置をするなど、 幼児教育のための人材確保を支援すること。

第四に、彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修に 当たっては、この改修を好機と捉え、様々な専門家 の意見を取り入れ、アフターコロナを踏まえた感染 症対策やデジタルインフラに対応した日本一安心・ 安全な劇場に整備すること等で、来場者を増やし、 赤字体質の解消に取り組むこと。

第五に、観光振興については、多くの方々に本県 を訪れてもらうために観光資源の新たな発掘やブ ラッシュアップが必要である。あわせて、効果的な プロモーションも欠かせない。そのために、観光予算の増額を図るとともに埼玉県物産観光協会(DMO)がPRで話題づくりができるノウハウを持ち自主財源を稼げる強い組織になるよう支援を強化すること。

第六に、多子世帯応援クーポンについては、子育 て支援と事業者支援の両面を追い求める余りクーポ ンの利用に固執している。本来の事業目的である子 育て支援を幅広く捉え、手続きが簡単で使いやすい 現金給付等、子育て世帯にとってより良い制度とな るよう検討すること。

第七に、保育士の確保に当たっては、近隣自治体 との人材の争奪戦になっている。国への公定価格の 改善を強く要望するとともに、本県独自に給与の上 乗せ補助を行うことで、他の自治体との保育士の獲 得競争に負けないよう人材確保策を講じること。

第八に、コバトン健康マイレージについては、依然として目標の登録者数40万人を大きく下回っている。また、事業目的の健康寿命の延伸と医療費抑制の効果も確認できていない。令和4年度に事業検証を精緻に行うことで費用対効果を見極めるとともに、事業の継続に当たっては、市町村への事業の移管も含め聖域なき改革を断行すること。

第九に、看護職員の確保を推進するために、ナースセンターへの登録者数の増加に向けた取組を強化すること。取組の強化を検討するに当たっては、県独自のインセンティブの付与、登録の簡素化など、利用者目線に立って検討すること」

以上の内容であります。続いて、質疑並びに附帯 決議に反対の立場から討論があり、採決いたしまし たところ、多数をもって附帯決議を付すことに決し た次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 自然再生·循環社会対策 特別委員長報告

委員長 新井 豪

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査 経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」でありますが、今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国や他県に先行した本県独自の地球温暖 化対策として、特に家庭の意識を変えることで産業 部門にも波及することが期待できる。県として、 キャッチフレーズを活用し、メッセージを伝えてい くべきと考えるがどうか」との質問に対し、「県で は、目標設定型排出量取引制度やエコライフDAY など、これまで全国に先駆けた取組を多く行ってき た。特に子供を対象とした環境学習は、家庭への意 識の波及なども期待できる。今後も県民全体で意識 を共有できるよう、キャッチフレーズの活用なども 含めて様々な取組を検討していきたい」との答弁が ありました。

次に、「中川水循環センターの汚泥消化・バイオガス発電施設は、民間の資金を活用し建設、運転を行い、温室効果ガスの削減にもつながる非常に良いモデルである。このような施設を他の水循環センターに広げていくことはできないのか」との質問に対し、「下水道局では、温室効果ガスの更なる削減に向けて、今後、久喜市にある古利根川水循環センターで同様の施設の導入を予定している。その他の水循環センターでも、敷地の確保等の課題はあるが、前向きに検討していきたい」との答弁がありました。次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、河川の水質保全の推進については、「水辺環境の整備はもちろんであるが、水質保全の見える化、水辺環境を利用する方々のモラルの向上や水難事故防止へ向けた啓発事業を一層推進すること」。

農林業・農山村の循環型社会への貢献については、「更なる県産材利用拡大のため、需要喚起の一環として中大規模公共建築物の木造化が有効であること

から、自治体との連携、コミュニケーションを密に し、公共施設の木造化を進めるなど、利用拡大の施 策を推進すること」。

自然環境の保全・再生と資源循環社会づくりについては、「有害鳥獣対策については、市町村の置かれている状況を把握し、捕獲目標を達成するために適切な予算措置を講じ、現場の猟友会と密接な関係にある市町村への適切な財政支援やアドバイスを行って、更なる連携を図ること」。

脱炭素社会の実現に向けた取組については、「脱炭素社会の実現及び地球温暖化全般の対策・取組においては、産業界、事業者のみならず、県民一人一人の意識変容が必要なことから、全庁一丸となって、県民に向けた強いメッセージ性を持ったキャッチフレーズ、旗印をもとに施策を展開すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

# 地方創生·行財政改革 特別委員長報告



委員長 齊 藤 邦 明

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経 過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」でありますが、今回は、「行財政・職員の働き方改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「男性職員は、育児休業をどれくらいの期間取得しているのか。また、男性職員の育児休業の取得期間と取得率は、どの程度を目指しているのか」との質問に対し、「令和2年度に生まれた子について育児休業を取得した男性職員の平均取得日数は70.8日であり、取得期間は2週間以上1か月以下が多い。また、取得期間の希望は、職員によって個人差があるため、職員が望む期間を取得できることが理想であり、そのような環境を整えていく。なお、男性職員の育児休業取得率は、現行の『埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン』において、50%を目標に掲げており、できる限り多くの男性職員が育児休業を取得できるよう努めていく」との答弁がありました。

次に、「行財政改革行動計画の見直しでは、目標値が大幅に上方修正されている項目が多い。最初の目標設定が甘いと考えるが、どのような考えで設定したのか」との質問に対し、「計画策定時に先を見通した目標設定ができない取組もあった。今後は、先を見通した目標設定や進行管理に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した、本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、地方分権改革については、「市町村への権限移譲については、市町村の現状を踏まえた上で適切に進めるとともに、移譲後についても市町村に対し、相談・支援など的確に対応すること」。

次に、地方財源の確保対策については、「県税収入 の確保対策を戦略的に行うとともに、必要な行政 サービスが適切に執行できるよう努めること。また、 県の発展に資する未来への投資は、積極的に行うこ と」。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「DXビジョンロードマップについて、進捗管理を適切に行い、着実な取組を実行するとともに、セキュリティ対策については常に最新の技術に対応し、情報漏えい等がないように進めること」。

次に、行財政・職員の働き方改革については、 「育児休業を取りやすい環境づくりを更に進めると ともに、特に男性の取得率の向上に努めること」な どであります。 以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告



### 委員長 須 賀 敬 史

公社事業対策特別委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の 審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県芸術文 化振興財団」、「公益財団法人埼玉県国際交流協会」 及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査 を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳 細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「埼玉会館の会議室は、周辺の他施設と競合が生じていることから利用率が63.5%にとどまっている。利用率の向上のためにどのような戦略を考えているのか」との質問に対し、「利用者のニーズを把握していくことが重要と考えている。今後も、スタッフのホスピタリティの向上や設備の改善を行うなど、施設を効率よく、多くの方に利用していただくための工夫をしていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県国際交流協会について、 「日本人留学生への支援として、奨学金支給事業を 実施しているが、支給者数が非常に少ない。コロナ 禍の影響であると推察するが、代替措置を講じるな ど、グローバル人材を育成するための見通しをしっかり立てるべきと考えるが、どうか」との質問に対し、「奨学金については、海外のオンライン授業を受けた際にも支給できるようにするなどの対応をしている。また、当該年度限りの奨学金の受給資格を延長する対応を行っている。今後も、若者の夢を摘むことのないよう柔軟な対応を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「経営目標に『先駆的取組の推進、人材の確保育成』とあるが、どのように新たな視点を取り入れて、人材の育成を行っているのか」との質問に対し、「大学教授による先進事例や困難事例に関する研修を行い、職員の支援技術の向上に努めている。また、令和4年度からは、児童養護施設に常勤の心理担当職員を配置する予定である。心理担当職員の児童に対する心のケアを指導員にもフィードバックするなどして、人材育成の充実を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県土地開発公社関連として、「農業大学校跡地周辺の近未来技術実証フィールド事業の推進に向けて、鋭意、公有地取得を進めること」。

次に、株式会社さいたまアリーナ関連として、「コロナ後を見据え戦略的に経営に取り組むこと。 特に新都心一帯の付加価値と魅力の向上に関しては、 ビジョンを持って戦略的に進めること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例の施行における管理者の義務を果たし、弱者の立場に立ったエスカレーターの安心安全な利用促進に努めること」。

次に、公益財団法人埼玉県国際交流協会関連として、「未来を担う若者をグローバルな人材として育成するために、コロナ禍でも、オンライン等の手段を講じるなど、可能な限り留学、国際交流の支援をすること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」に つきましては、今後とも引き続き審査する必要があ りますので、閉会中の継続審査事項として御決定く ださいますようお願い申し上げまして、本委員会の 報告を終わります。

# 少子·高齢福祉社会対策 特別委員長報告



委員長 白 土 幸 仁

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査 経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・ 高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた 人材活用に関する総合的対策」でありますが、今回 は、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対 策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「保育所が不足して新設を急ぐ地域もあれば、充足している地域もあり、待機児童数の地域格差が広がっていると考える。今後は、保育所の新設のみならず、既存施設の充実や見直しが必要と考えるがどうか」との質問に対し、「待機児童が発生しているのは主に県南部であり、約8割が国道16号以南という現状がある。県南部では、低年齢児の受入枠の不足や駅に近い保育所の需要の高まりなどが生じているため、地域差を踏まえて重点的に対応していく。また、既存の施設を有効活用している市町村の好事例の情報収集を行い、県内で共有していきたい」との答弁がありました。

次に、「児童相談所の体制強化として児童福祉司の増員が挙げられているが、今年度の実数は何名か。その上で来年度、配置基準や定数はどう変化するのか。また、配置基準と定数、定数と実数の間にはそれぞれかい離があるが、どのように考えているのか」との質問に対し、「令和3年4月1日時点での実数は253名であり、配置基準は300名である。配置基準が変わる令和4年4月1日には359名となる。定数は令和4年度の組織定数改正で増員し、292名

から316名となる。配置基準どおりの人員配置を目指しているが、児童福祉司の採用に当たっては東京都の特別区など近隣自治体と競合しており、採用予定数を満たすことが厳しい状況にある。なるべく早期に配置基準を満たすよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者の自立支援について、「一般企業への就労が困難な障害者が自立して生活を送っていけるよう、工賃向上につながる支援をより一層行っていくこと」。

次に、地域医療について、「がん検診の受診率を 上げるため、県は市町村や事業所と連携し、様々な 媒体を活用して県民への更なる周知を図ること」。

次に、高齢者への支援について、「プラチナ・サポート・ショップについて一層の周知を行い、登録店舗数や利用者数の更なる拡大を図るとともに、利用者の利便性向上に努めること」。

次に、子育て支援について、「フードパントリーについては、様々な種類の食材を安定して供給できるよう、企業との協力を一層推進するとともに、保管場所や輸送に関する整備を行うこと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 経済·雇用対策 特別委員長報告



委員長 小 川 真一郎

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

「人口が減少する中で、各市町村は税収や雇用確保のための先端産業の誘致を希望しており、どこまで県が市町村とタイアップできるかが重要である。また、仕事や結婚から子育てまで支援する環境が企業誘致のメリットにもなる。産業労働という分野を超えた幅広い考え方で、他部局と連携して、企業誘致を考えていく必要があるのではないか」との質問に対し、「企業誘致は、地域経済の活性化や雇用の創出につながり、県政の推進に大きな効果がある。これまでも、企業を誘致するに当たっては、充実した高速道路網や労働力の確保が見込めるといった埼玉県の強みを、市町村と連携して周知してきた。本県の強みについて、今まで以上に市町村や庁内各部局との連携を深め、工夫をしながら、誘致を続けていきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について、「コロナ禍におけるがん患者などの疾患を抱える従業員の雇用が継続されるよう支援を強化すること」。

次に、中小企業の振興について、「商店街の振興 に当たっては、時代の潮流に合わせた考え方を取り 入れること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進について、「多様な働き方実践企業認定制度については、企業側、求職側の双方に、より価値あるものへと改善し、認定数を伸ばすこと」。

次に、先端産業の推進と企業誘致について、「企業誘致に際しては、本県の法人税の超過課税の少なさをしっかり P R 材料として使い、競合他県との差別化を図ること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、

「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理·大規模災害対策 特別委員長報告



副委員長安藤友貴

危機管理・大規模災害対策特別委員会における審 査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模 災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する 総合的対策」でありますが、今回は、「危機や災害 への対応力の向上について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「災害は想定外の問題が発生するため、訓練においては問題点の発見が重要である。訓練を通してどのような問題点が確認されたのか」との質問に対し、「竜巻による被害を想定した訓練では、二つの救護所で多数の傷病者の情報を共有することが難しいという問題点が確認された。また、救護所の患者が迅速的確に搬送できない事態が発生した。DMATをいかに早期に現場に投入できるかが重要であるということが明らかになった」との答弁がありました。

次に、「災害時には新型コロナウイルスの感染者の避難や保護も必要であるが、対応が徹底されないことが想定される。訓練や事前の備えを行う上で、市町村に対して対応の徹底を働き掛けるべきと考えるがどうか」との質問に対し、「感染者の避難について、病院や宿泊施設へ入っている方は施設管理者等が対応することになる。自宅療養者は、避難所運営ガイドラインに基づき、まずは保健所の指示を仰ぐことを、市町村を通じて療養者へ伝えている。感

染者が避難を必要としている場合には、保健所がホテル等へ移送することとなっているが、避難所に来た場合には、別室や車内で待機してもらい、保健所の指示を待つことになっている。県としてもできる限り市町村の支援を行っていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、大規模災害に対する事前の備えについて、 「避難情報の変更の更なる周知と県民の迅速な避難 行動につながる情報発信に努めること」。

次に、消防力の強化について、「消防力の整備指針に基づく算定数に近づくよう、消防吏員の増員を自治体に働き掛けていくこと」。

次に、災害に強い県土づくりについて、「大規模 地震を踏まえた橋りょう耐震補強と無電柱化につい ては、甚大な被害を抑止する観点からできる限り早 く対応すること」。

次に、危機や災害への対応力の向上について、 「訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定し、 問題点を抽出することで対応力の強化に努めるこ と」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援 に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続 審査事項として御決定くださいますようお願い申し 上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



委員長 武 内 政 文

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関

する総合的対策」でありますが、今回は、「文化の 振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『埼玉WABI SABI大祭典』を5年間実施してきたことで、どのような成果が得られたのか。また、この祭典は今年度で終了するが、来年度以降はどのような取組を考えているのか」との質問に対し、「成果については、県民に対して、地元だけではなく、県内の様々な地域の伝統芸能に触れる機会を提供することができた。また、コロナ禍で地域のお祭りが中止となり、発表の機会がなくなった団体には、発表の機会を提供することができた。来年度以降の取組としては、本県の和文化、伝統芸能の魅力を発信するため、大型商業施設でのイベントやワークショップの開催、伝統芸能団体を支援するための企業等によるサポーター制度の創設など、様々な形で伝統芸能を支える仕組みを作りたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「県立博物館における企画展等について、コロナ禍において学生に来館してもらうために、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「密にならない展示スペースの確保や作品の解説時間を短縮するなどの工夫をし、展示や体験事業を行っている。また、博物館の職員が学校に出向いて出前授業を実施するなど、アウトリーチ活動も行っている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「確かな学力の育成については、埼玉県学力・学習状況調査の詳細な分析及び先進研究の調査を更に進め、最大の教育効果を目指すこと」。

次に、グローバル人材の育成について、「奨学金が学生の経済的負担を十分に軽くし、留学に当たっての有効なインセンティブとして機能するよう努めること」。

次に、スポーツの振興について、「小学生、中学 生及び高校生のアスリートに対し、競技引退後の人 生設計も見据えた教育をアスリート育成支援と並行 して実施していくこと」。

次に、文化の振興について、「県立博物館施設に おける企画展等の開催については、コロナ禍におい ても学生がしっかりと企画展を見られるような努力 や工夫をすること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましては、今回をもって審査を打ち切ることとし、また、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

# 新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告



委員長 小島信昭

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」でありますが、今回は、「第6波への対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「本県が独自に運用するワクチン・検査パッケージは、周知が不足しているのではないか。また、日常的に食事を共にしている家族が、外食時にはワクチン接種証明書などの有無により離れたテーブルに案内されるなど、運用方法が現実的ではないと考えるが、どうか」との質疑に対し、「ワクチン・検査パッケージの周知のため、利用者向けのチラシを作成した。感染防止対策協力金が支給されている約19,000の事業者に送付するとともに、商工会議所や商工会、市町村、地域機関等に対して、それぞれの媒体での周知をお願いしている。県として

も、ホームページ、SNS、新聞広告等の媒体を活用して、県民への周知を図っている。また、ワクチン・検査パッケージは、国の基本的対処方針に基づいて運用する必要があるが、様々な指摘をいただいているので、課題等を国にしっかりと伝えていき、国の制度改正等を注視していく」との答弁がありました。

次に、「自動架電による自宅療養者の健康観察に ついて、家庭内に複数の自宅療養者がいる場合、電 話を受けても家族の誰を対象とした健康観察かが分 からず、自宅療養者支援センターに問い合わせたと ころ、回答していない家族の健康状態が入力されて いたという事例があった。健康状態が適切に把握さ れておらず問題だと考えるが、家族の複数が感染し た場合の自動架電による健康観察をどのように管理 しているのか。また、このような事態を防ぐため、 まずは県が健康確認の手法を混同しないよう整理を した上で、国にシステムの改修を求めていくべきと 考えるがどうか」との質疑に対し、「家族で自動架 電による健康観察を希望された場合、現在のシステ ムでは一つの電話番号に一人しか登録できないため、 家族全員の健康状況を適切に把握できないという問 題がある。そこで、一つの電話番号で家族全員が健 康状態の入力ができるシステムであるMyHER-SYSについて、きちんと説明し、利用を勧めると ともに、このシステムの利用が難しい方には直接電 話をして対応していきたい。自宅療養者に寄り添い ながら、国ヘシステムの改修を要望していく」との 答弁がありました。

次に、「さいたま市内で10代の男性が亡くなった 事案では、感染症法に基づき、医療機関が保健所に 発生届を提出していれば助かっていたかもしれない。 また、40度の発熱が5日間続いていたにもかかわら ず入院不要としたのは、判断が適切だったのか疑問 である。今後、このような事案が二度と起こらない ようするためには何をどのように改善していくの か」との質疑に対し、「発生届は、健康観察や医療 へのアクセスに大変重要であり、今回、発生届が遅 れたことは課題と考えている。医療機関に対しては、 発生届の重要性を改めて周知していく。また、入院 の判断基準となるリスク表についても、随時更新す ることとしており、専門家の意見を聞いた上で判断 したい。さらに、今回の事案では医療機関への搬送 に時間がかかったことから、救急病床の確保のため に、さいたま市と連携し六つの医療機関に対し、増 床をお願いした」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。